

合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月27日

基礎情報

都道府県・市名	岐阜県・山県市（やまがたし）
合併期日	平成15年4月1日
合併形式	新設合併
住所(旧市町村名も記載)	岐阜県山県市高木1000-1（旧高富町）
人口（合併直近の国調）	30,951人
面積	222.04 km ²
議員定数	22人
関係市町村名	高富町・伊自良村・美山町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	高富町	18,795	39.22	16	15.8
伊自良村	3,287	24.82	12	18.7	
美山町	8,869	158	14	26.6	
合計	—	30,951	222.04	42	—

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	高富町	7,498,416	1,654,265	2,030,000		0.445
伊自良村	2,271,407	304,842	887,534		0.256	
美山町	5,495,321	912,429	1,529,915		0.349	
合計	-	15,265,144	2,871,536	4,447,449	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成13年8月1日	解散年月日	平成15年3月31日
内容	・高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域を持って新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。		
住民発議について	有・ <input checked="" type="radio"/>		
市町村建設計画	計画の期間：10年間		
基本計画の主要項目	・新市まちづくり計画 基本理念「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」		
旧市町村庁舎の利活用	本庁、支所		
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答	1
議会の議員の定数に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>	有の場合：	－名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	有の場合：	1年1ヶ月
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。 ・新市の議会の議員の定数は22人とする。 ・選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。 		
議会の議員の報酬額	月額：24.5万円（在任期間中の金額）		
地域審議会の設置について	有・ <input checked="" type="radio"/>		
地方税に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町（村）民税・法人町（村）民税・固定資産税・軽自動車税・町（村）たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ・入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。 ・固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。 ・軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。 		
合併特例債発行限度額（億円）	343億円		

その他

主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。 ・3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ・財産区有財産は、財産区財産として新市に引き継ぐものとする。 ・農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 一般職の職員の身分の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ・山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ・職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 ・職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 ・給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。 特別職の職員の身分の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。 ・特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。 ・条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。
---	--

協議された事項

- ・新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。
 - 一部事務組合等の取扱い
- ・3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。
- ・その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日当該組合に加入する。
- ・岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日当該協議会に加入する。
- ・山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日公平委員会を設置する。
 - 使用料・手数料等の取扱い
 - ・使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
 - ・手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
- 公共的団体の取扱い
 - ・公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。
 - 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
 - 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
- 土地開発公社の取扱い
 - ・伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散するものとする。
 - ・高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受け債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。

残された課題について、箇条書きでご記入ください。

特になし